

信用格付業者検査マニュアル 新旧対照表

(別紙2)

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 確認項目</p> <p>1. 経営管理態勢</p> <p>(4) 業務運営への取組み ①～③ (略) (新設)</p> <p>2. 業務管理体制の整備</p> <p>(4) 法令等遵守を確保するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 5 号】 ①～⑥ (略) (新設)</p>	<p>Ⅱ 確認項目</p> <p>1. 経営管理態勢</p> <p>(4) 業務運営への取組み ①～③ (略) <u>(注) 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みについては、金融商品取引業者等検査マニュアル「Ⅱ-1-1の1.(6)業務運営への取組み」に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>2. 業務管理体制の整備</p> <p>(4) 法令等遵守を確保するための措置【金商業府令第 306 条第 1 項第 5 号】 ①～⑥ (略) <u>(注) 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みについては、金融商品取引業者等検査マニュアル「Ⅱ-2-1の5. 反社会的勢力への対応」に準じて取り扱うものとする。</u></p>